二　法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合
三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第五十三条第八十項を同条第八十二項とし、同条第七十九項中「第六十七項」を「第六十九項」に、「第七十七項」を「第七十九項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に、「第六十六項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十八項を同条第八十項とし、同条第七十七項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十九項後段」を「第七十項後段」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項中「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に、「第七十二項」を「第七十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十七項」を「第六十九項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十一項中「第六十八項」を「第七十項」に、「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に、「第六十八項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項中「第六十八項」を「第七十二項」に、「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十九項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十六項中「第六十三項本文」を「第六十五項本文」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十五項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十四項を同条第六十六項とし、同条第六十三項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十六項」を「第六十八項」に、「第八十項」に改め、同項ただし書中「、磁気テープ」を削り、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項を同条第六十四項とし、同条第六十一項中「第五十九項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十項を同条第六十二項とし、同条第五十九項中「第六十二項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十八項を同条第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に、「第五十項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条中第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十三項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十二項中「第五十四項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中第四十九項を第五十一項とし、第四十八項を第五十項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十三項又は第五十六項」を「第五十五項又は第五十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十六項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十六項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第五十三条第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46　対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第五十三条第四十三項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。

41　適用事業年度について前項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第七十二条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四　ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。）　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。